

第1回太良町議会（定例会第1回）

平成28年3月7日～3月17日

議案

平成28年第1回太良町議会（定例会第1回）

会期（案）

会期 11日間（3月7日～3月17日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	3. 7	月	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の施政方針及び提案理由の説明 委員長報告
第2日	3. 8	火	(議案調査)		
第3日	3. 9	水	本会議	9時30分	一般質問
第4日	3. 10	木	(議案調査)		
第5日	3. 11	金	(議案調査)		
第6日	3. 12	土	休会	—	
第7日	3. 13	日	休会	—	
第8日	3. 14	月	本会議	9時30分	議案審議
第9日	3. 15	火	本会議	9時30分	議案審議
第10日	3. 16	水	本会議	9時30分	議案審議
第11日	3. 17	木	本会議	9時30分	議案審議

平成28年第1回太良町議会（定例会第1回）

議事日程第1号

第1日目 3月 7日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 議案第 1号～議案第 31号 町長の施政方針および提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査・行政視察） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提 出 議 案 目 錄

- 議案第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 2号 太良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 議案第 3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 5号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 太良町議會議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 議案第 13号 太良町過疎地域自立促進計画の策定について
- 議案第 14号 喰場辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 15号 行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関に関する事務の委託に係る協議について
- 議案第 16号 平成 27 年度太良町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 17号 平成 27 年度太良町山林特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 18号 平成 27 年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 19号 平成 27 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 20号 平成 27 年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第21号 平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
議案第22号 平成27年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第23号 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について
議案第24号 平成28年度太良町一般会計予算について
議案第25号 平成28年度太良町山林特別会計予算について
議案第26号 平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第27号 平成28年度太良町国民健康保険特別会計予算について
議案第28号 平成28年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
議案第29号 平成28年度太良町簡易水道特別会計予算について
議案第30号 平成28年度太良町水道事業会計予算について
議案第31号 平成28年度町立太良病院事業会計予算について

上記のとおり

平成28年3月7日

太良町長 岩島正昭

議員派遣の報告

平成28年 3月 7日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 自治体向けタブレット端末ICT推進セミナー

- (1) 目的 全国的にICT推進・タブレット活用の気運が高まるなか、飛躍する自治体イノベーションの最新情報を学ぶ研修会
- (2) 派遣場所 福岡市
- (3) 期間 平成28年2月9日
- (4) 派遣議員 竹下泰信議員、待永るい子議員

2 斻藤地区町村議會議長会議員研修会

- (1) 目的 「地方創生について」を演題として開催された研修会
- (2) 派遣場所 江北町ふれあい交流センター
- (3) 期間 平成28年2月24日
- (4) 派遣議員 全議員

議案第1号

専決処分事項の承認を求めるについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

専 決 処 分 書

平成27年度太良町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年1月13日

太良町長 岩島正昭

別紙

平成27年度太良町一般会計補正予算（第5号）

平成27年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,696千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,294,602千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

		(単位:千円)		
款		項	補正前の額	補正額
17. 繰入金			263, 221	63, 696
				326, 917
	2. 基金繰入金		250, 080	63, 696
				313, 776
歳入	合計	5, 230, 906	63, 696	5, 294, 602

歳 出

		(単位:千円)		
款		項	補 正 前 の 領 額	補 正 額
				計
2. 総務費			677,011	63,696
		1. 総務管理費	542,043	63,696
		合 計	5,230,906	63,696
	歳			5,294,602

1 総括

(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
17. 繰入金	263,221	63,696	326,917	
歳入合計	5,230,906	63,696	5,294,602	

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特	定	財
	国県支出金	地方債	その他の	一般財源		
2. 総務費	677,011	63,696	740,707			63,696
歳出合計	5,230,906	63,696	5,294,602			63,696

2 歳 入
(款) 17. 線入金 (項) 2. 基金繩入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繩入金	41,477	63,696	105,173	1. 財政調整基金繩入金	63,696	財政調整基金繩入金
計	250,080	63,696	313,776			

3 歳出
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
				国県支出金	地方債	その他	
4. 企画財政管理費	116,810	63,696	180,506				60,000 ふるさと応援寄付金謝礼
							12. 役務費 993 手数料
							13. 委託料 2,703 インターネット広告委託料
計	542,043	63,696	605,739				63,696

議案第2号

太良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の
交付に係る手数料に関する条例の制定について

太良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料
に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料について定めたいので、この案を提出する。

別紙

太良町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の
交付に係る手数料に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額）

第2条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律の規定において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による交付を受ける者は、その交付を求める時に、別表に掲げる交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。

（手数料の減免）

第3条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける者が経済的困難により前条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書類を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

（送付による交付）

第4条 交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る書面等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該写しの送付に要する郵便料金に相当する。

額とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるものほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付の方法	手数料の額
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 50円
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 50円
備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	

議案第3号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務
員法の一部改正により、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、この案
を提出する。

別紙

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（太良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 太良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年太良町条例第13号）の一部を次のように改正する。

（1）第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7）職員の退職管理の状況

（2）第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

（太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

（1）第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

（2）第3条の2を次のように改める。

（等級別基準職務表）

第3条の2 等級別基準職務表は、次のとおりとする。

行政職給料表級別基準職務表（別表第2）

（3）第5条第1項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

（4）別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の2関係）

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	職務
6級	困難な業務を所掌する課長の職務

5級	課長の職務 参事の職務
4級	困難な業務を分掌する係長の職務 困難な業務を処理する主査の職務
3級	係長の職務 主査の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
1級	定型的な業務を行う主事の職務

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 職員の旅費に関する条例（昭和31年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「ことを目的」を「もの」に改める

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

行政不服審査法の施行により、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（太良町情報公開条例の一部改正）

第1条 太良町情報公開条例（平成13年太良町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第10条の2 第7条第1項の決定又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第11条を次のように改める。

（審査請求の手続）

第11条 実施機関は、第7条第1項の決定又は公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに太良町情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（町以外のものから当該公文書の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

第12条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（太良町個人情報保護条例の一部改正）

第2条 太良町個人情報保護条例（平成15年太良町条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第1項中「第41条」を「第41条第3項」に改め、同条第3項中「第40条及び第41条」を「第41条第1項及び第3項」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第40条及び第41条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第40条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、太良町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第43条第1項中「第40条第1項」を「第41条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第7項中「第40条第1項」を「第41

条第1項」に改める。

第44条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第5項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第6項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第4条 太良町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和39年太良町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「30日以内」を「3箇月以内」に、「異議を申立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立を受けた」を「審査請求がされた」に、「それを受理した」を「当該審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第5号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の公布に伴い、固定資産評
価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出す
る。

別紙

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）

固定資産評価審査委員会条例（昭和30年太良町条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太良町固定資産評価審査委員会条例

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第2号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条を第13条とし、同条に次の

各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

(2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、

手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。
3. 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第6号

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

人事院勧告に基づき、太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を
改正する条例（案）

（太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正）

第1条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和30年太良町
条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改
める。

第2条 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のよう
に改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「10
分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づ
いて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみ
なす。

議案第7号

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

人事院勧告に基づき、町長等の諸給与条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

町長等の諸給与条例の一部を改正する条例（案）

（町長等の諸給与条例の一部改正）

第1条 町長等の諸給与条例（昭和31年太良町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 町長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（期末手当の内払い）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第8号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第9項中「100分の75」を「100分の85」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙）

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第9項中「100分の85」を「100分の80」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。また、第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。附則第3項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第3項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

2 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払い）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の

規定による給与の内扱いとみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(規則への委任)
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
1	142,600	193,700	230,500	264,600	291,400	322,200
2	143,800	195,500	232,100	266,700	293,600	324,400
3	145,000	197,300	233,700	268,500	296,000	326,800
4	146,100	199,200	235,300	270,600	298,200	329,000
5	147,200	200,800	236,800	272,600	300,300	331,300
6	148,400	202,600	238,600	274,500	302,600	333,400
7	149,500	204,500	240,100	276,500	305,000	335,600
8	150,600	206,300	241,700	278,700	307,300	337,900
9	151,700	208,000	243,200	280,800	309,400	340,000
10	153,100	209,900	244,800	282,900	311,800	342,200
11	154,500	211,700	246,400	285,000	314,000	344,400
12	155,800	213,500	247,900	287,100	316,400	346,600
13	157,100	214,900	249,500	289,200	318,600	348,600
14	158,600	216,800	251,000	291,300	320,700	350,700
15	160,200	218,500	252,400	293,300	323,000	352,800
16	161,800	220,300	253,800	295,500	325,100	354,800
17	163,100	222,100	255,400	297,500	327,200	356,800
18	164,600	223,800	257,200	299,600	329,300	358,800
19	166,200	225,400	258,900	301,700	331,400	360,600
20	167,700	227,100	260,800	303,700	333,500	362,500
21	169,100	228,600	262,500	305,900	335,500	364,600
22	171,900	230,300	264,300	308,000	337,600	366,500
23	174,500	231,900	266,200	310,000	339,700	368,500
24	177,200	233,600	267,900	312,200	341,800	370,500
25	179,900	235,000	269,900	314,000	343,400	372,500
26	181,600	236,500	271,900	316,200	345,400	374,400
27	183,400	238,100	273,700	318,300	347,300	376,500
28	185,100	239,400	275,600	320,300	349,200	378,500
29	186,600	240,700	277,400	322,400	351,000	380,000
30	188,500	241,900	279,300	324,400	352,900	381,900
31	190,300	243,000	281,200	326,500	354,800	383,700
32	192,000	244,300	283,100	328,700	356,700	385,300
33	193,700	245,600	284,800	330,200	358,600	387,100
34	195,200	246,900	286,700	332,200	360,400	388,600
35	196,700	248,100	288,600	334,200	362,300	390,100
36	198,200	249,500	290,500	336,300	364,000	391,700
37	199,600	250,500	292,200	338,200	365,400	393,100
38	200,900	251,900	294,000	340,200	366,800	394,400
39	202,200	253,400	295,800	342,200	368,200	395,600
40	203,500	255,000	297,600	344,200	369,600	396,700
41	204,900	256,400	299,400	346,100	370,900	397,800
42	206,200	257,800	301,100	348,000	371,800	399,000
43	207,500	259,200	302,800	349,900	373,000	400,300
44	208,800	260,700	304,400	351,800	374,100	401,400
45	210,100	261,900	306,200	353,300	374,900	402,100
46	211,400	263,200	307,900	354,700	375,800	402,800
47	212,700	264,600	309,500	356,300	376,700	403,500
48	214,000	266,100	311,300	357,800	377,700	404,200
49	215,100	267,400	312,500	359,400	378,600	404,800
50	216,300	268,500	314,000	360,200	379,400	405,400
51	217,300	269,800	315,500	361,500	380,200	406,000
52	218,400	271,100	317,200	362,500	381,000	406,400
53	219,500	272,300	318,800	363,400	381,700	406,800

54	220, 500	273, 400	320, 400	364, 500	382, 400	407, 100
55	221, 500	274, 700	322, 100	365, 400	383, 100	407, 400
56	222, 500	276, 000	323, 600	366, 600	383, 900	407, 700
57	223, 200	277, 200	325, 100	367, 500	384, 400	408, 000
58	224, 100	278, 200	326, 300	368, 200	385, 000	408, 300
59	225, 000	279, 300	327, 600	368, 900	385, 600	408, 600
60	225, 900	280, 400	328, 800	369, 600	386, 300	408, 900
61	226, 700	281, 600	329, 500	370, 000	386, 700	409, 200
62	227, 700	282, 700	330, 400	370, 600	387, 400	409, 500
63	228, 600	283, 600	331, 200	371, 300	388, 000	409, 800
64	229, 500	284, 600	332, 000	372, 100	388, 600	410, 100
65	230, 200	285, 400	333, 000	372, 400	389, 100	410, 400
66	231, 100	286, 300	333, 400	373, 100	389, 700	410, 700
67	232, 000	287, 000	334, 100	373, 800	390, 300	411, 000
68	233, 200	287, 900	334, 900	374, 500	390, 900	411, 300
69	234, 000	289, 000	335, 700	374, 800	391, 300	411, 500
70	234, 700	289, 800	336, 400	375, 400	391, 800	411, 800
71	235, 400	290, 600	337, 100	376, 100	392, 300	412, 200
72	236, 200	291, 400	337, 800	376, 700	392, 900	412, 500
73	237, 000	292, 200	338, 300	377, 000	393, 200	412, 700
74	237, 700	292, 700	339, 000	377, 700	393, 600	413, 000
75	238, 500	293, 100	339, 500	378, 400	394, 000	413, 300
76	239, 200	293, 600	340, 100	379, 000	394, 500	413, 500
77	239, 900	293, 800	340, 400	379, 400	394, 800	413, 700
78	240, 700	294, 200	340, 900	379, 900	395, 100	
79	241, 500	294, 400	341, 300	380, 500	395, 400	
80	242, 300	294, 800	341, 800	381, 000	395, 700	
81	243, 000	295, 000	342, 200	381, 500	395, 900	
82	243, 800	295, 200	372, 700	382, 100	396, 200	
83	244, 500	295, 600	343, 200	382, 600	396, 500	
84	245, 200	295, 900	343, 700	382, 900	395, 700	
85	245, 900	296, 200	344, 000	383, 400	396, 900	
86	246, 600	296, 500	344, 500	383, 900	397, 200	
87	247, 300	296, 800	345, 000	384, 300	397, 500	
88	248, 000	297, 200	345, 400	384, 700	397, 700	
89	248, 700	297, 500	345, 700	385, 100	397, 900	
90	249, 300	297, 900	346, 100	385, 600	398, 200	
91	249, 800	298, 200	346, 600	386, 000	398, 500	
92	250, 300	298, 600	347, 000	386, 400	398, 700	
93	250, 600	298, 700	347, 200	386, 700	398, 900	
94		298, 900	347, 600	387, 200		
95		299, 400	348, 100	387, 600		
96		298, 800	348, 500	388, 000		
97		300, 000	348, 600	388, 300		
98		300, 300	349, 100	388, 900		
99		300, 700	349, 500	389, 300		
100		301, 100	349, 900	389, 700		
101		301, 300	350, 200	390, 000		
102		301, 600	350, 600			
103		302, 000	351, 000			
104		302, 300	351, 400			
105		302, 500	351, 900			
106		302, 800	352, 300			
107		303, 200	352, 700			
108		303, 500	353, 100			
109		303, 700	353, 600			
110		304, 100	354, 000			
111		304, 500	354, 300			
112		304, 800	354, 600			

113		305, 000	355, 100			
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				
124		308, 200				
125		308, 500				
再任用職員	186, 900	214, 500	258, 700	278, 400	293, 800	319, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

議案第9号

太良町税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部改正により、太良町税条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町税条例の一部を改正する条例（案）

太良町税条例(昭和30年太良町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

第139条の3第2項第1号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいの
で、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次の
ように改正する。

第28条第2項第1号を次のように改める。

（1）氏名及び住所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

太良町税条例の一部改正により、太良町国民健康保険税条例の一部を改正す
る必要が生じたため、この案を提出する。

議案第11号

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準の一部改正により、太良町家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出
する。

別紙

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例（案）

太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太良町条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引

いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第12号

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び
融資額の限度について

太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び限度額を次のとおり定めることについて、太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例（平成13年太良町条例第15号）第2条及び第3条の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

1. 事業の指定 園芸作物経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金・家畜伝染病対策資金

2. 融資の限度額

融資の種目	金融機関名	限度額
指定事業資金	佐賀県農業協同組合	80,000,000円

(提案理由)

農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、園芸作物経営、畜産経営、海苔養殖及び家畜伝染病対策を事業として指定し、資金の融資限度額を定める必要があるため、この案を提出する。

議案第13号

太良町過疎地域自立促進計画の策定について

太良町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

過疎地域特別措置法の一部を改正する法律が施行され、この失効期間が平成33年3月31日まで再延長されたことに伴い、平成28年度から平成32年度までを計画年次とする、過疎地域自立促進計画を策定したため、この案を提出する。

議案第14号

喰場辺地に係る総合整備計画の変更について

喰場辺地に係る総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

(提案理由)

平成26年3月議会で議決のあった喰場辺地に係る総合整備計画に基づいて実施している町道喰場中央線整備について、整備区間の拡大に伴う計画期間及び事業費の変更をしたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を要するため、この案を提出する。

総合整備計画書 (第一次変更)

佐賀県藤津郡太良町喰場辺地
(辺地の人口 144 人 面積 2.3 km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 太良町大字多良字端月、中路、上蓮十、喰場、一ノ瀬 |
| (2) 地域の中心の位置 | 太良町大字多良 7824 番地 20 |
| (3) 辺地度点数 | 129 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当町の道路網は、有明海の海岸線に沿って南北に走る国道 207 号線と JR 長崎本線を主軸に、県道多良岳公園線、1 級町道など山間地域へ東西に伸びる縦横線が大半を占めている。よって、必然的に住宅、商業地域は国道沿線に広がり、主要な公共施設もこの周辺に集中している。

当計画路線（町道喰場中央線及び町道端月線）は、大川内区、端月区、喰場区、蕪田区等の山間集落を結ぶ重要な連絡路線であり、山間集落から市街地へ直結した生活関連道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、当路線は幅員が狭いえ、急坂、急カーブが多く、また、この地区にはみかん園や畜産団地もあり、トラックや飼料を積んだ大型トレーラーが頻繁に通行するため、高齢者送迎用のデイサービス車との通行離合等に常時危険と不便を強いられている。

したがって、当路線の拡幅改良事業により、地域住民の生活文化の向上はもとより、地域住民の通行の安全確保、さらには、火災、急患等発生時における機動力の強化が期待される。

3 公共的施設の整備計画

平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間

○当初計画

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路改良事業 (町道喰場中央線、 町道端月線)	太良町	140,000		140,000	140,000
合計		140,000		140,000	140,000

平成26年度から平成30年度までの5年間

○変更計画

(単位:千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路改良事業 (町道喰場中央線、 町道端月線)	太良町	200,000		200,000	200,000
合計		200,000		200,000	200,000

議案第15号

行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務の委託
に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、佐賀県に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に関する事務を委託することに関して、別紙のとおり規約を定めることについて、協議するものとする。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

（提案理由）

地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。

別紙

太良町と佐賀県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 太良町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に関する事務を佐賀県（以下「乙」という。）に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の配分)

第3条 委託事務の処理に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の処理に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号

平成27年度太良町一般会計補正予算（第6号）

平成27年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ233,392千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,527,994千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更、追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第17号

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）

平成27年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,415千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第18号

平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成27年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ985千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,446千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第19号

平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89,528千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,982,534千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第20号

平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成27年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,094千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第21号

平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

平成27年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第 22 号

平成 27 年度太良町水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 27 年度太良町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 27 年度太良町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	事 業 収 益	57,900 千円	△ 1,400 千円	56,500 千円
第 1 項	當 業 収 益	56,880 千円	△ 1,400 千円	55,480 千円

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	事 業 費	57,900 千円	△ 1,400 千円	56,500 千円
第 1 項	當 業 費 用	45,905 千円	△ 1,327 千円	44,578 千円
第 2 項	當 業 外 費 用	3,293 千円	479 千円	3,772 千円
第 4 項	予 備 費	8,701 千円	△ 552 千円	8,149 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「25,998 千円」を「22,854 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	資 本 的 支 出	26,000 千円	△ 3,144 千円	22,856 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	22,352 千円	△ 3,144 千円	19,208 千円

平成 28 年 3 月 7 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成27年度 町立太良病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成27年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第2款	訪問看護ステーション事業費用	30,646 千円	3,550 千円	34,196 千円
第1項	訪問看護事業	30,646 千円	3,550 千円	34,196 千円
第4款	予備費	47,939 千円	△ 3,550 千円	44,389 千円
第1項	予備費	47,939 千円	△ 3,550 千円	44,389 千円
支 出 合 計		1,148,047 千円	0 千円	1,148,047 千円

第3条 予算第5条（1）中「675,645千円」を「679,195千円」に改める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

議案第 24 号

平成 28 年度 太良町一般会計予算

平成 28 年度太良町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,560,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、
「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、
「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の
方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、300,000 千円と
定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第 25 号

平成28年度 太良町山林特別会計予算

平成28年度太良町山林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000千円と定める。

平成28年3月 7 日提出
太良町長 岩島正昭

議案第 26 号

平成28年度 太良町後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度太良町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 134,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

議案第 27 号

平成 28 年度 太良町国民健康保険特別会計予算

平成 28 年度太良町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,895,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000 千円と定める。

平成 28 年 3 月 7 日提出
太良町長 岩島正昭

議案第 28 号

平成28年度 太良町漁業集落排水特別会計予算

平成28年度太良町漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出
太良町長 岩島正昭

平成 28 年度 太良町簡易水道特別会計予算

平成 28 年度太良町簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 28 年 3 月 7 日提出
太良町長 岩島正昭

平成28年度 太良町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度太良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1,353 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	346,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	947 m ³
(4) 主要な建設改良事業	上水道施設整備事業 事業費 26,159 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	支 出
第1款 事 業 収 益 55,600 千円	第1款 事 業 費 55,600 千円
第1項 営 業 収 益 54,575 千円	第1項 営 業 費 用 45,886 千円
第2項 営業外収益 1,025 千円	第2項 営業外費用 2,665 千円
	第3項 特 別 損 失 1 千円
	第4項 予 備 費 7,048 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,677千円は当年度及び過年度分損益勘定留保資金25,677千円で補填するものとする）。

収 入	支 出
第1款 資本的 収入 4,323 千円	第1款 資本的 支出 30,000 千円
第1項 企 業 債 1 千円	第1項 建設改良費 26,159 千円
第2項 雜 収 益 4,322 千円	第2項 企業債償還金 3,841 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,043 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は373千円と定める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

平成 28 年度 町立太良病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成 28 年度町立太良病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

病床数 一般病床 60 床

年間延入院患者数 16,828 人 1 日平均入院患者数 46 人

年間延外来患者数 60,395 人 1 日平均外来患者数 205 人

建設改良計画

固定資産購入費

・器 械 F P D システム、生化学分析装置、大腸スコープ 外 34,690 千円

・備 品 減菌収納棚、ステンレス作業台、救急カート 外 2,450 千円

・車 輛 訪問看護車輌 1 台 1,550 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	病院事業収益	1,108,310 千円
第1項	医業収益	909,742 千円
第2項	医業外収益	198,568 千円
第2款	訪問看護ステーション事業収益	37,939 千円
第1項	訪問看護事業収益	37,924 千円
第2項	訪問看護事業外収益	15 千円
第3款	居宅介護支援事業収益	12,541 千円
第1項	介護保険事業収益	12,238 千円
第2項	介護保険事業外収益	303 千円
第4款	通所リハビリテーション事業収益	45,854 千円
第1項	介護保険事業収益	45,854 千円
	収 入 合 計	1,204,644 千円

一病院2—

支 出	
第1款 病院事業費用	1,088,511 千円
第1項 医業費用	1,057,780 千円
第2項 医業外費用	30,730 千円
第3項 特別損失	1 千円
第2款 訪問看護ステーション事業費用	40,143 千円
第1項 訪問看護事業費用	40,143 千円
第3款 居宅介護支援事業費用	13,951 千円
第1項 介護保険事業費用	13,951 千円
第4款 通所リハビリテーション事業費用	36,379 千円
第1項 介護保険事業費用	36,379 千円
第5款 予備費	25,660 千円
第1項 予備費	25,660 千円
支 出 合 計	1,204,644 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 39,609 千円は当年度及び過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

收 入	
第1款 資本的収入	61,927 千円
第1項 出資金	59,225 千円
第2項 捐助金	2,700 千円
第3項 固定資産売却代金	2 千円
支 出	
第1款 資本的支出	101,536 千円
第1項 建設改良費	42,690 千円
第2項 企業債償還金	58,846 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 733,380 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第6条 病院財政健全化及び救急医療のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 195,171 千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は 129,500 千円と定める。

平成28年3月7日提出

太良町長 岩島正昭

議案第32号

副町長の選任について

下記の者を太良町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成28年3月16日提出

太良町長 岩島正昭

記

住 所 太良町大字多良9014番地

氏 名 永淵孝幸

生年月日 昭和23年7月31日

(提案理由)

平成28年3月31日をもって任期が満了する永淵孝幸氏を引き続き選任することについて同意を得たいので、この案を提出する。

議案第33号

教育委員会委員の任命について

下記の者を太良町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成28年3月16日提出

太良町長 岩島正昭

記

住 所 太良町大字多良1225番地2

氏 名 中原 稔

生年月日 昭和15年9月17日

(提案理由)

平成28年3月24日をもって任期が満了する中原稔氏を引き続き任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

平成28年 3月16日

太良町議会議長
坂 口 久 信 様

提出者 太良町議会議員 末 次 利 男

賛成者	太良町議会議員	待 永 るい子
〃	〃	竹 下 泰 信
〃	〃	田 川 浩
〃	〃	江 口 孝 二
〃	〃	所 賀 廣
〃	〃	平 古 場 公 子
〃	〃	川 下 武 則
〃	〃	久 保 繁 幸
〃	〃	下 平 力 人

議会活性化特別委員会の設置について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を次のとおり提出する。

議会活性化特別委員会の設置について（案）

次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会活性化特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び太良町議会委員会条例第5条
3. 設置の目的 議会活動の充実・強化及び公開性や透明性を軸とした、町議会に対する町民の信頼向上を図るための方策を検討するため
4. 委員の定数 5人
5. 調査の期間 本特別委員会は、議会の閉会中も継続して調査を行うことができるものとし、議決の日から調査終了を議決するまでとする。